

火薬類製造施設・火薬庫の保安検査申請の手引き

神奈川県くらし安全防災局防災部消防保安課

制定 平成 20 年 4 月

改正 令和 3 年 4 月

1 はじめに

火薬類製造業者と火薬庫の所有者・占有者は、年に1回定期的に保安検査を受けなければなりません。保安検査は、製造施設（特定施設であるものに限る。以下同じ。）又は火薬庫について、それぞれ位置、構造及び設備の技術上の基準に適合しているか、加えて製造施設にあつては危害予防規程に定めた保安の確保のための組織及び方法に係る事項を実施しているかどうかについて行います。

なお、申請窓口は製造施設又は火薬庫の所在地によって異なりますので、申請先一覧をご参照ください

2 保安検査の受検方法

完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日までに、保安検査申請書とその他の必要書類を提出していただくことになります。

火薬類製造許可と火薬庫設置許可を両方受けている事業者は、保安検査申請の際は製造施設と火薬庫とを別々に申請してください。

また、複数の火薬庫を所占有する事業者が、一度に保安検査を受検しようとする場合には、一つの申請で複数の火薬庫の保安検査を受検することができます。その場合の保安検査手数料は、41,000円です。

なお、2以上の地域県政総合センター等の区域にまたがって複数の製造施設や火薬庫を所有している事業者は、それぞれの所管行政窓口申請してください。

3 必要書類

(1) 保安検査申請書 [様式第18 (規則第44条の2関係)] → 5p

(2) 保安検査を受ける施設一覧 [県様式第65号] → 6p

(3) 保安距離確認図 → 任意図面

至近の第1種、第2種、第3種、第4種保安物件にマークをし、距離がわかるようにしてください。

(最近の住宅地図等の写しで縮尺1/1500~3000あたりを目安としてください。)

4 手数料

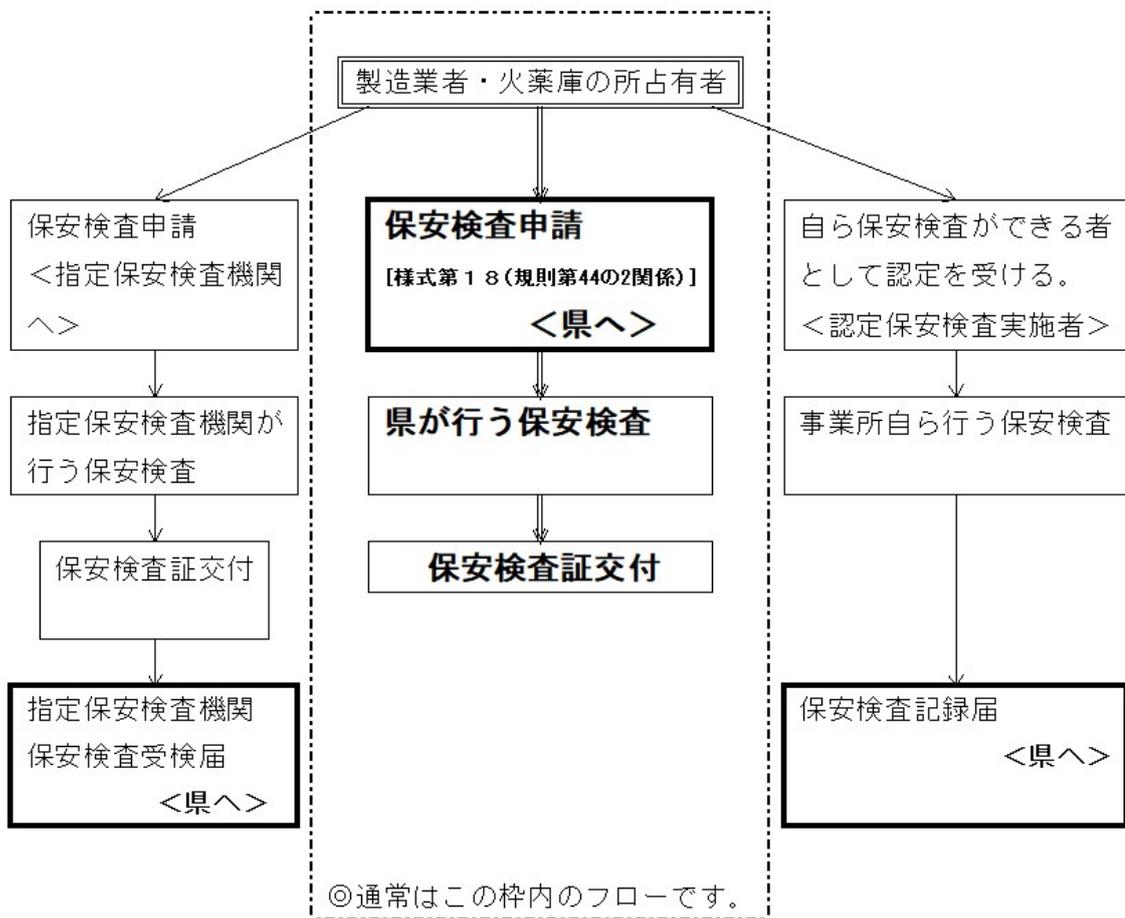
41,000円 (神奈川県収入証紙)

5 保安検査申請を必要としない場合

以下の場合、知事に保安検査申請をする必要はありませんが、それに代わる届出等が必要になりますので、詳しくは「6 保安検査にかかるフロー図」をご参照ください。

- (1) 経済産業大臣の指定する者（「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を県に届け出た場合。
- (2) 自ら保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（「認定保安検査実施者」）が、検査記録を県に届け出た場合。

6 保安検査にかかるフロー図



※図中太枠の手続きは、県に対して行うもの。

7 申請先一覧

名 称	所 在 地	電 話	管 轄 区 域
消防保安課	横浜市中区日本大通 1 (西庁舎内)	045 (210) 3475	横須賀市 鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡(葉山町)
県央地域 県政総合センター 環境部環境保全課	厚木市水引 2-3-1 (県厚木合同庁舎内)	046 (224) 1111	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛甲郡(愛川町、清川村)
湘南地域 県政総合センター 環境部環境保全課	平塚市西八幡 1-3-1 (県平塚合同庁舎内)	0463 (22) 2711	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、高座郡(寒川町)、中郡(大磯町、二宮町)
県西地域 県政総合センター 環境部環境保全課	小田原市荻窪 350-1 (県小田原合同庁舎内)	0465 (32) 8000	小田原市、南足柄市、足柄上郡(中井町、大井町、松田町、山北町、開成町)、足柄下郡(箱根町、真鶴町、湯河原町)

様式第 18 (規則第 44 条の 2 関係)

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

保安検査申請書

年 月 日

神奈川県知事殿
(地域県政総合センター所長)

(代表者)

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所又は火薬庫の所在地 (電話)	
完成検査証の交付年月日	年 月 日
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日	年 月 日

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 () 内は該当する一機関名を記載すればよい。

保安検査を受ける施設一覧

	製造所又は火薬庫の名称 及び所在地（電話）	完成検査証の交付年月日	前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日
1		年 月 日	年 月 日
2		年 月 日	年 月 日
3		年 月 日	年 月 日
4		年 月 日	年 月 日
5		年 月 日	年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。